

5 道路

- 01 歩道
- 02 立体横断施設
- 03 案内標識
- 04 視覚障害者誘導用ブロック
- 05 照明設備
- 06 駅前広場

01 歩道

基本的な考え方

道路

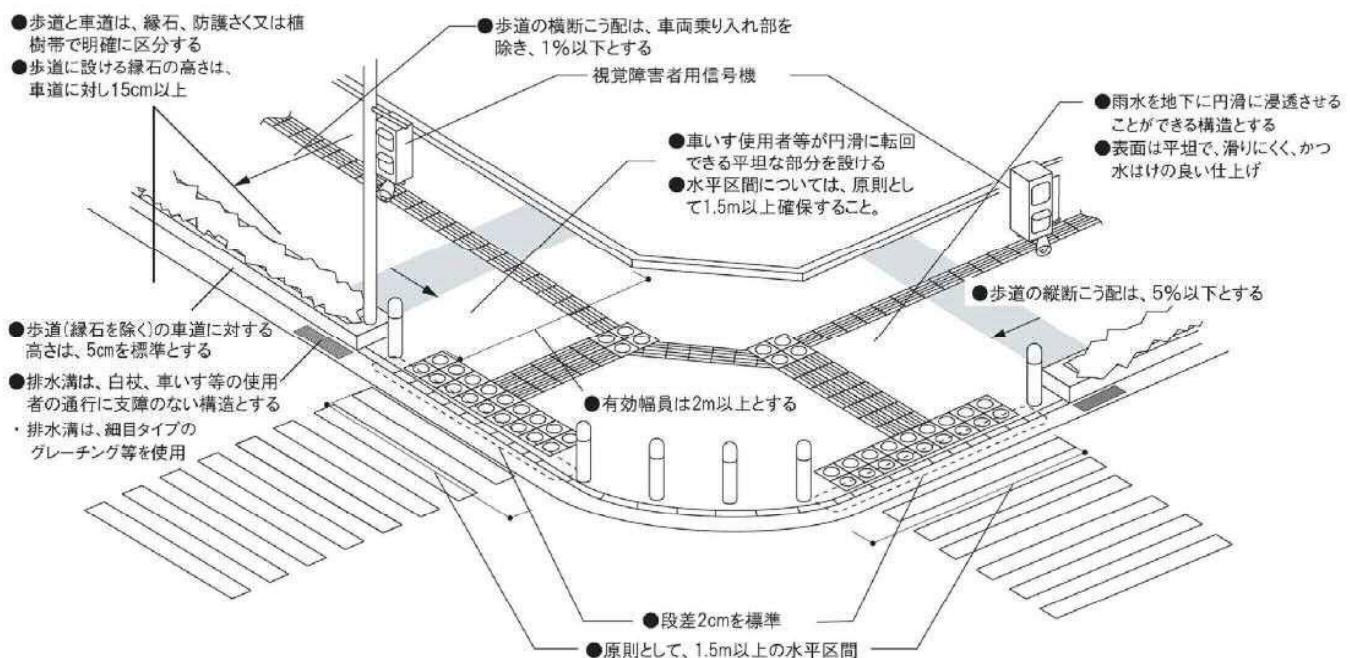
- 原則として、歩車道は分離する。
- 道路の幅員等により十分な歩道が設けられていない場合は、路側帯等を設け、歩行者が安全かつ円滑に道路を利用できるよう配慮する。
- 歩道上に設けられている植樹帯、ベンチ、案内看板、電柱、公衆電話ボックス等は、歩行経路にはみ出さないように設ける。

整備基準

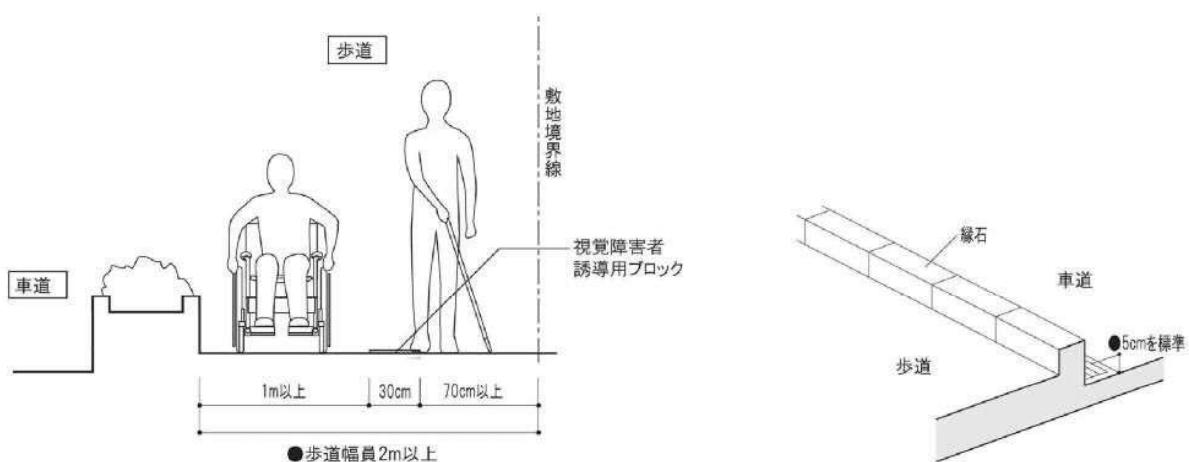
推奨基準

解説

(1)幅員	歩道を設ける場合は、次に掲げるものであること。 有効幅員(歩道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路、階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。)は、2m以上とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由により2m以上の有効幅員を設けることができない場合は、可能な限り歩行者の通行に配慮したものとすること。		・案内板等を設置しなければならない場合は、車いす使用者等の通行に配慮した通行幅を確保する。 ・電柱等の道路占有物は、歩行者等の通行に支障のないようにする。
(2)路面仕上げ	歩道の舗装は、次に掲げるものであること。 ア　雨水を地下に円滑に浸透させることができるものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 イ　表面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとすること。		・インターロッキングブロック等による舗装を行う場合は、ブロックとブロックの目地等による段差、がたつきを少なくするよう配慮する。 ・占用物件、マンホール等による段差、占用工事後の舗装の不具合などにより、平坦性が損なわれないよう配慮する。
(3)縦断勾配	歩道の縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることが可能。		・車いす使用者、脚力の弱った高齢者、その他障害者等の通行に配慮して、可能な限り小さくすること。 ・「地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合」とは、車道の縦断勾配が急な場合や、地下埋設物等の影響等がある場合である。
(4)横断勾配	歩道(車両乗入れ部(車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行車道の部分をいう。以下同じ。)を除く。)の横断勾配は、1%以下とすること。ただし、道路の構造その他特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とができる。		・車いす使用者の走行、ベビーカーや歩行器での歩行、高齢者等に配慮して可能な限り小さくすること。 ・「地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合」とは、透水性舗装を適用しない場合や、曲線部等、特別の理由がある場合である。
(5)～(10) 歩車道境界	(5) 歩道には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「歩道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 (6) 歩道(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、当該歩道の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。 (7) 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道の車道等側に並木若しくはさくを設けること。 (8) 歩道(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、50cmを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道の部分にあっては、この限りでない。 (9) (8)の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。 (10) 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道等部分より高くするものとし、2cmを標準とし、車いす使用者や視覚障害者等の通行に配慮すること。		・(10)において、車いす使用者や高齢者、その他障害者等の通行に配慮して、横断歩道接続部の歩車道境界及び取り付け道路との接続部等で横断歩道の設置されていない歩道巻込部については段差を2cm以下とすることができる。 ただし、視覚障害者の識別性を高めるため、縁石の歩道側30cm程度手前に視覚障害者誘導用の「点状プロック」を必ず敷設すること。
(11)水平区間	横断歩道に接続する歩道の部分には、車いす使用者等が円滑に転回できる1.5m以上の水平区間(信号待ち等のため車いす使用者が安全に利用できる部分をいう。以下この号において同じ。)を設けること。ただし、地形の状況その他特別の理由により、1.5m以上の水平区間を設けることができない場合は、可能な限り車いす使用者の利用に配慮したものとすること。		・平坦な部分に水が溜まらないよう排水溝等の位置に配慮する。
(12)車両乗入れ部	車両乗入れ部のうち、(4)に掲げる基準を満たす部分の有効幅員は、2m以上とすること。		
(13)中央分離帯	横断歩道が中央分離帯を横切る場合は、車道と同一の高さとすること。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために中央分離帯で滞留させる必要がある場合は、その段差は、2cmを標準とすること。		
(14)排水溝	排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、白杖、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。		・排水溝は、細目タイプのグレーチング等を使用する。



■交差点部の例



■歩道の幅員と視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置

■セミフラット方式

立体横断施設

基本的な考え方

道路

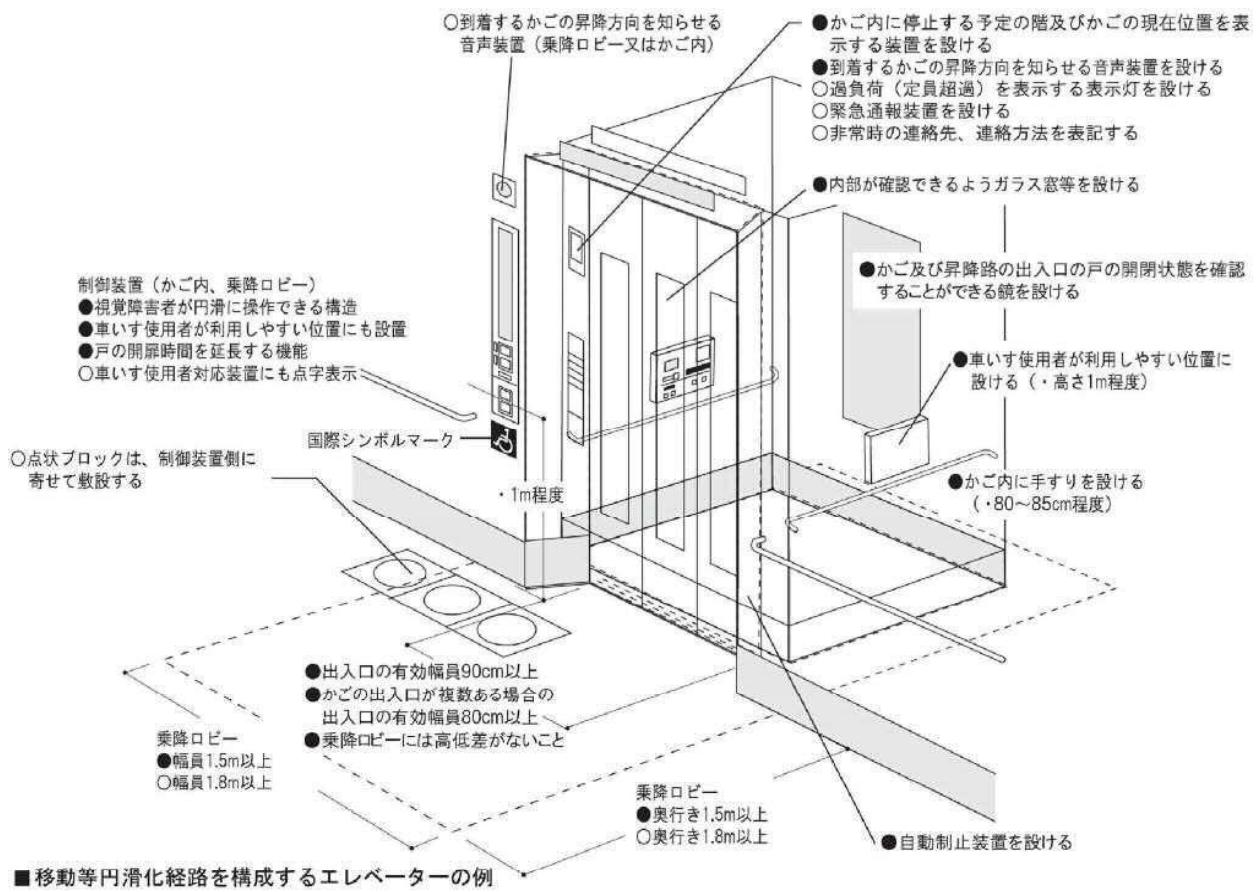
- 立体横断施設(地下通路や地下街を含む)が既に設けられている場合は、歩行者にとって最も円滑な移動方法を十分検討し、エレベーター、傾斜路等の設置を決定する。
- 立体横断設備付近にエレベーターを設ける場合は、歩行者の円滑な通行を検討して、エレベーター出入口の方向やかごの形状、規模等を決定する。

整備基準

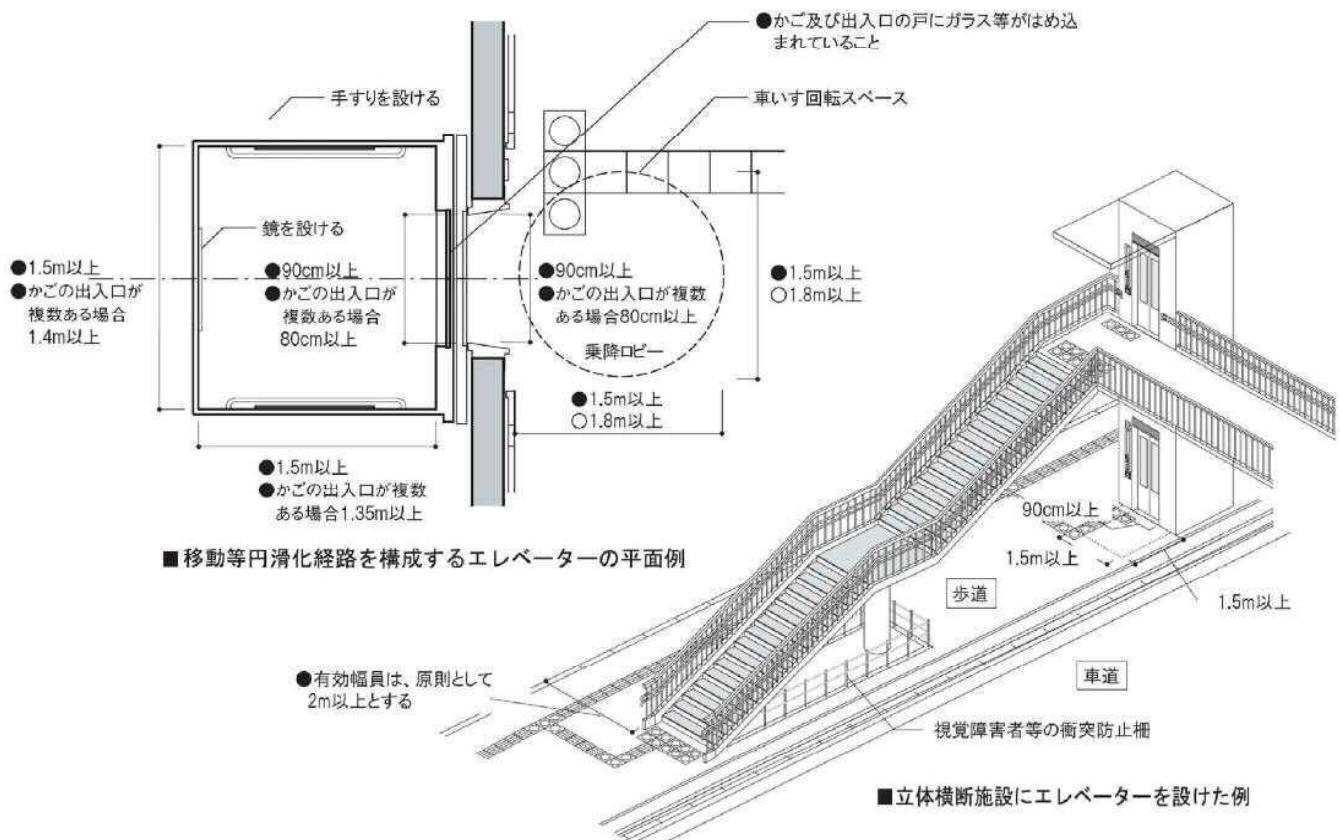
推奨基準

解説

(1)～(3) 移動等円滑化された立体横断施設	(1) 道路には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設けること。 (2) 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けること。 (3) (2)に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。	・立体横断施設に車いす使用者等に配慮したエレベーター又は傾斜路を設けた場合においても、立体横断施設に近接した場所に横断歩道を設けるよう努める。	・「立体横断施設」とは、横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための施設をいう。
(4) エレベーター	移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造であること。		・新設等の場合には、乗降ロビー付近に、下り階段・段差を設けないこと。また、既存施設で乗降ロビー付近に下り階段・段差が存在する場合は、その間に十分な広さを設けること。
ア かごの大きさ	かごの内法幅は1.5m以上とし、内法奥行きは1.5m以上とすること。		・かごの出入口が同じ方向で、車いす使用者がかご内で転回する方式のエレベーターの場合は、手動車いす使用者が360度転回できるように、幅及び奥行きは、それぞれ1.5m以上とする。また、かごの出入口が異なる方向で、車いす使用者が転回を伴わざ前進して退出する方式(ウォータースルー型)のエレベーターの場合は、最低限、手動車いす1台が乗降できる寸法として、出入口の幅80cm、かごの幅1.4m以上、奥行き1.35m以上とする。
イ かごの出入口が複数あるエレベーター	アの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は、1.4m以上とし、内法奥行きは1.35m以上とすること。		・かごの出入口が同じ方向で、車いす使用者がかご内で転回する方式のエレベーターの場合は、手動車いす使用者が360度転回できるように、幅及び奥行きは、それぞれ1.5m以上とする。また、かごの出入口が異なる方向で、車いす使用者が転回を伴わざ前進して退出する方式(ウォータースルー型)のエレベーターの場合は、最低限、手動車いす1台が乗降できる寸法として、出入口の幅80cm、かごの幅1.4m以上、奥行き1.35m以上とする。
ウ 出入口の幅	かご及び昇降路の出入口の幅は、アに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては90cm以上とし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては80cm以上とすること。		
エ 鏡	かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イに掲げる基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。	・出入口が複数ある場合は、戸の上方に鏡を設置する。 ・かごの壁面には床上35cm程度まで、車いす当たりを設置する。	・設置した鏡については、割れにくいものとする。
オ 戸の構造	かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。	・乗降口の床とかごの間は、車いすの車輪や白杖等の落ち込みを防止するため、可能な限り小さくする。	
カ 手すり	かご内に手すりを設けること。	・昇降路の出入口を除く壁面には、2段式(80～85cm、60～65cm)の手すりを設けることが望ましい。	・かご内の手すりは80cm～85cm程度の高さとすること。
キ 開扉時間	かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。		
ク 停止階等表示	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。		
ケ～サ 障害者対応	ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 コ かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。 サ かご内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。	・操作盤のボタンは、音と光により視覚障害者や聽覚障害者にもボタンを押したことが分かるものが望ましい。 ・かご内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出せること等により分かりやすいものとする。 ・ボタンの文字は、周囲との輝度比が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであること。	・操作ボタンの高さは1m程度とする。 ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 ・各操作ボタンには、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行うものとし、表示方法はJIS T0921規格に合わせるものとする。
シ 乗降口に接続する歩道等の幅	乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅は1.5m以上とし、奥行きは1.5m以上とすること。	・乗降ロビーは、電動車いすが転回できる広さ(有効幅1.8m×奥行き1.8m以上)を確保する。	
ス 停止する階が3以上であるエレベーター	停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。		



■ 移動等円滑化経路を構成するエレベーターの例



■ 立体横断施設にエレベーターを設けた例

02-2

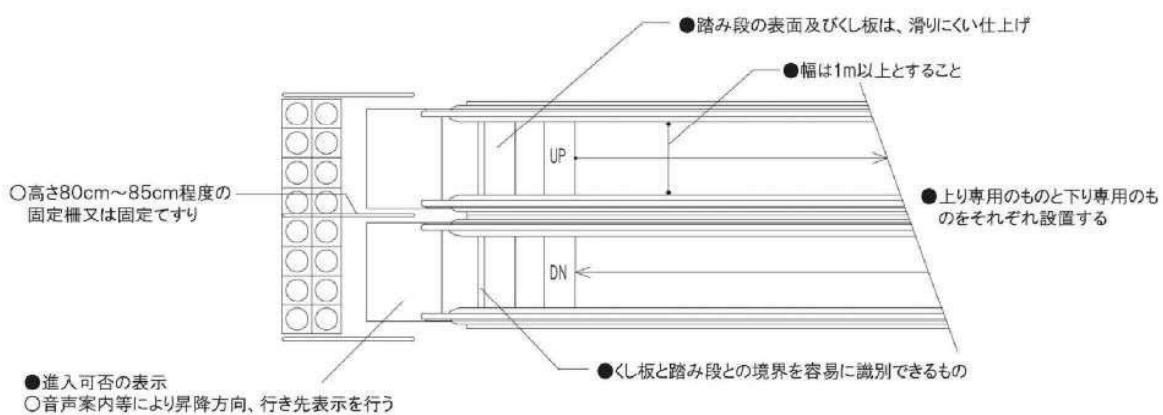
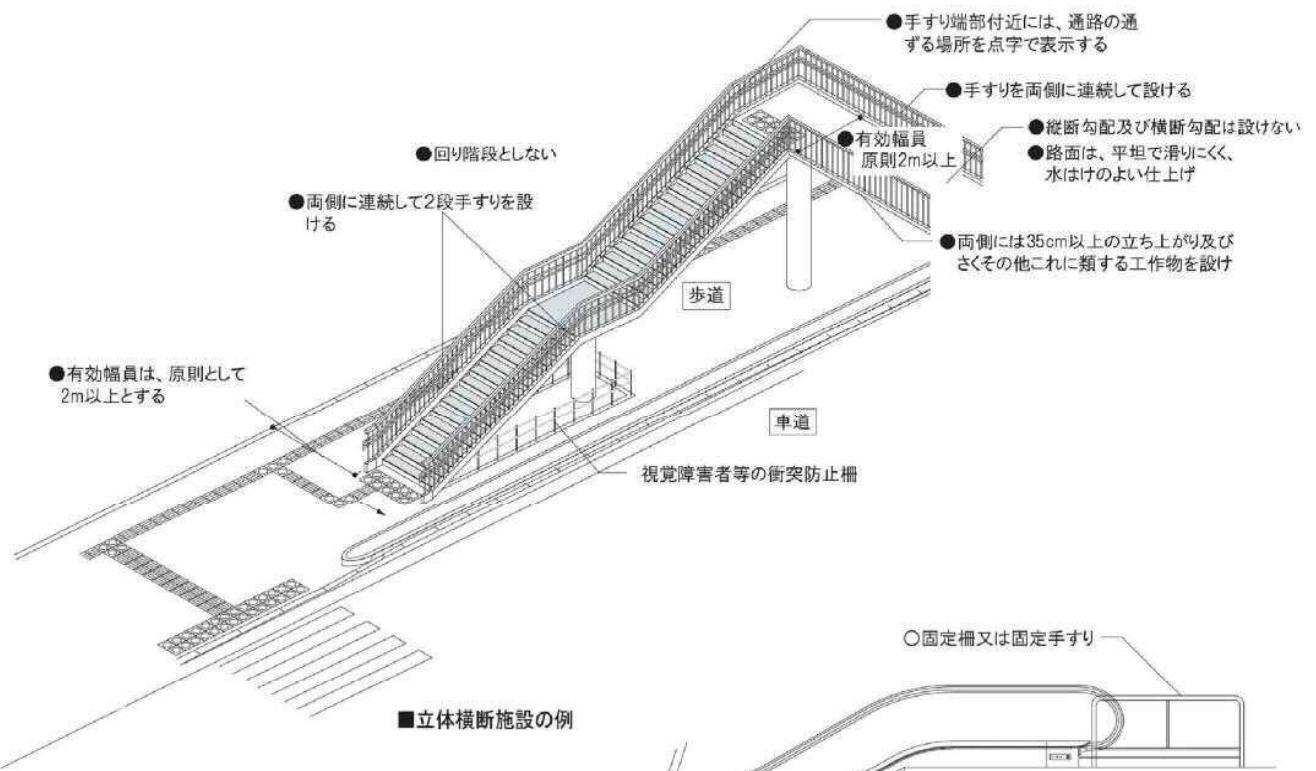
立体横断施設

基本的な考え方

道路

- 高低差や段差が生じる場合には、傾斜路を設け、利用者が安全かつ円滑に利用できるよう整備する。

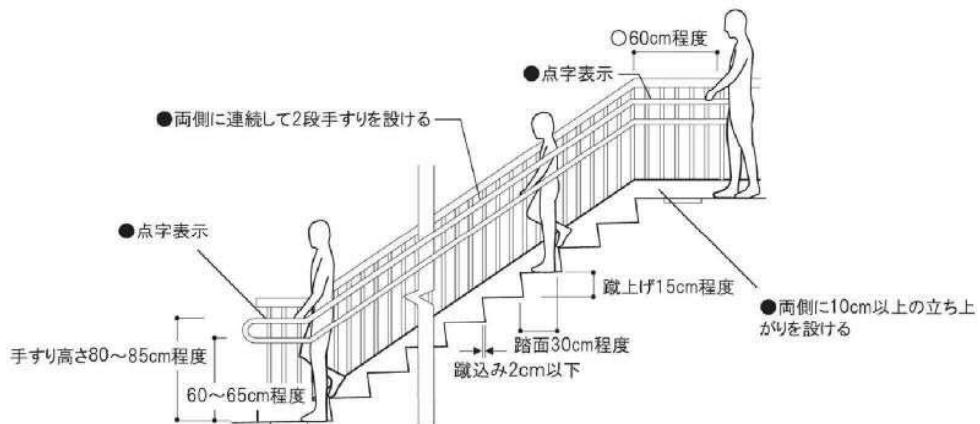
	整 備 基 準	推 奨 基 準	解 説
(5)傾斜路	移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造であること。		
ア 有効幅員	有効幅員は、2m以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1m以上とすること。		
イ 縦断勾配	縦断勾配は5%以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。		
ウ 横断勾配	横断勾配は、設けないこと。		<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路は縦断勾配により排水処理が可能なため、横断勾配は設けないこと。ただし、他の歩道部分から勾配区間へ雨水が流入しないように配慮すること。
エ 手すり	両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、傾斜路の通じる場所を点字で表示すること。		<ul style="list-style-type: none"> 手すりの高さは、上段80cm～85cm、下段60cm～65cm程度の2段の手すりを両側に連続して設けること。 傾斜路の終端部から水平区間へ60cm程度延長し、利用者を円滑に乗降、誘導すること。 点字による表示方法はJIS T0921の規格にあわせる。
オ 路面仕上げ	路面は、平坦で滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。		
カ 勾配部分	傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。		<ul style="list-style-type: none"> 輝度比は2.0程度とすること。
キ 立ち上がり部	傾斜路の両側には、側壁又は立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。		<ul style="list-style-type: none"> 35cm程度の立ち上がり部を設け、車いす使用者の飛び出し、杖の滑落、物品の落下、雨水の流下等を防止する。
ク 傾斜路の下面	傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5m以下の歩道の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。		
ケ 踊場	高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設けること。		
(6)エスカレーター	移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造であること。		
ア 形式	上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。		
イ 仕上げ	階段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。		<ul style="list-style-type: none"> くし板から70cm以上の移動手すりの水平部を設ける。
ウ 踏段	昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。		
エ～オ 輝度比	エ 階段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により階段相互の境界を容易に識別できるものとすること。 オ くし板の端部と階段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と階段との境界を容易に識別できるものとすること。		<ul style="list-style-type: none"> 輝度比は2.0程度とすること。
カ 進入の可否	エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。		<ul style="list-style-type: none"> 進入可否の配色については、色覚障害者の利用に配慮すること。 進入可能なエスカレーター乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設けることが望ましい。
キ 踏段の幅	踏段の幅は、1m以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60cm以上とすること。		<ul style="list-style-type: none"> 幅は、視覚障害者等とその介助者が利用できるものとした。



02-3

立体横断施設

整備基準		推奨基準	解説
(7) 通路	移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造であること。		
ア 有効幅員	有効幅員は、2m以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。		
イ 縦断勾配と横断勾配	縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。		
ウ 手すり	両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、通路の通じる場所を点字で表示すること。		<ul style="list-style-type: none"> 手すりの高さは、上段80cm～85cm程度、下段60cm～65cm程度の高さとし、段の端部の処理は、下方に滑らかに屈曲させるなどして、終端部であることを認識できるようにする。 点字による表示方法は、JIS T0921規格に合わせるものとする。
エ 路面仕上げ	路面は、平坦で滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。		
オ 立ち上がり部	両側には、側壁又は35cm以上の立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。		
カ 高欄等	高欄は路面から高さ1.1m程度の高さとし、危険のない構造としなければならない。笠木の幅は10cm以上とする。		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者、子どもの乗り越え等を考慮すると高欄の高さは1.0m以上必要であるが、自転車利用者の転落防止するための高さとして1.1mとした。 笠木の幅は10cm以上としたが、物などが置かれないように曲面にするなどの配慮が必要である。
(8) 階段	移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる構造であること。		
ア 幅員	有効幅員は、1.5m以上とすること。		
イ 手すり	両側に手すりを2段で設け、その手すりの両端には、階段の通じる場所を点字で表示すること。	<ul style="list-style-type: none"> 手すりは、階段の端部から60cm以上水平に延長して設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりは、上段80cm～85cm程度、下段60cm～65cm程度の高さとする。 点字による表示方法は、JIS T0921規格に合わせるものとする。
ウ 回り段	回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。		
エ 路面仕上げ	路面は、平坦で滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。		
オ 輝度比	踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。		<ul style="list-style-type: none"> 輝度比は、2.0程度とする。
カ 段の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> 階段の勾配、蹴上げ高、踏幅は、立体横断施設技術基準に準じ、勾配50%、蹴上げ高15cm、踏幅30cmを標準とする。
キ 立ち上がり部	階段の両側には、側壁又は立ち上がり部及びさくその他これに類する工作物を設けること。		<ul style="list-style-type: none"> 10cm程度の立ち上がり部を設け、杖の滑落、物品の落下、雨水の流下等を防止する。
ク 階段の下面	階段の下面と歩道等の路面との間が2.5m以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、さくその他これに類する工作物を設けること。		
ケ～コ 踊場	<p>ケ 階段の高さが3mを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。</p> <p>コ 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては、1.2m以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 進行方向の見通しが悪い箇所については、鏡を設ける。 	



■ 階段及び手すりの整備例

03.04

案内標識 視覚障害者誘導用ブロック

基本的な考え方

道路

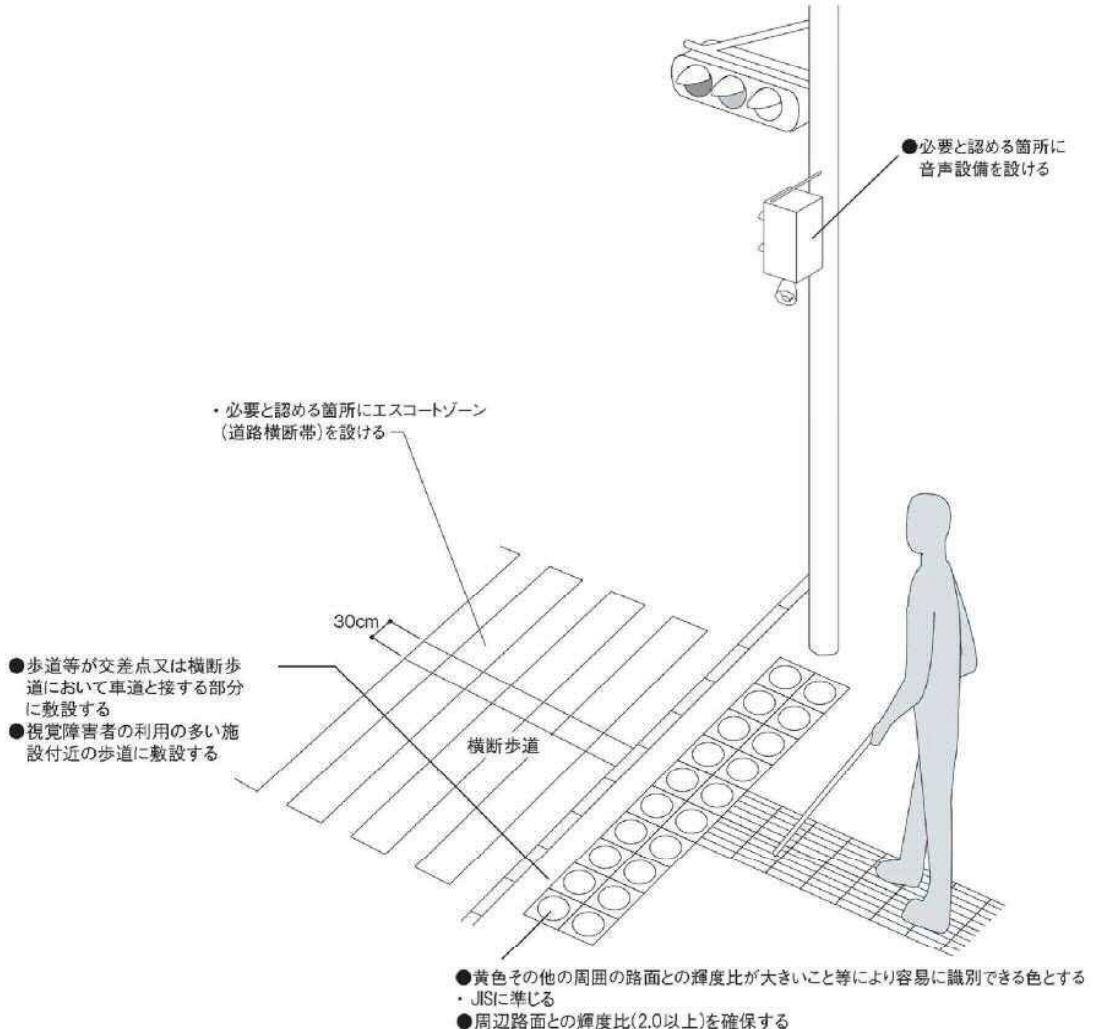
- ・交差点、駅前広場等には必要に応じて高齢者、障害者、外国人等に分かりやすい案内標識を設ける。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性に配慮する必要がある。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、公共施設の位置、道路、歩道等の状況により必要に応じて駅舎や公共施設等から連続的に敷設するものとする。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設した場合は定期的に利用状態を点検し、良好な維持管理に努める。

整備基準

推奨基準

解説

3 案内標識	(1)案内標識	交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。	・案内標識等を設ける場合は、必要に応じ、かなや図記号、外国語等による表示を行うことが望ましい。	・高齢者、障害者等の見やすい位置に、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、乗合自動車停留所及び便所を表示する案内標識を設置する。
	(2)視覚障害者対応	(1)の案内標識には、点字、音声その他の方により視覚障害者を案内する設備を設けること。		
4 視覚障害者誘導用ブロック	(1)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	歩道、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・最短距離で目的地に辿り着けるように誘導するため、連続的かつ極力直線に敷設する。 ・敷設にあたっては、現場加工しないで正方形形状のまま設置することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、乙の限りでない。 ・歩道上に、道路占用物等の障害物やマンホール等が存在する場合は、誘導が途切れないことや、障害物等を避けるため急激に屈曲させないように配慮すること。
	(2)色及び識別	視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロック部分を容易に識別できる色とすること。		<ul style="list-style-type: none"> ・輝度比は、2.0程度とする。 ・視覚障害者誘導用ブロックの形状等は、JIS T9251規格に合わせたものとする。 ・歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いる。
	(3)音声設備	視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。		



■車の乗り入れがある歩道部分の誘導用ブロックの敷設例



■バス停留所における誘導用ブロックの敷設例

05.06

照明設備 駅前広場

基本的な考え方

道路

- 歩道等に設置する照明は、夜間における歩行者等の交通量や周辺の光環境を考慮して、高齢者や障害者等が安全で円滑な移動を図るために適切な明るさを確保する。
- 上下移動が少なく、段差などが解消され、利用者全体の安全な移動と、その連続性、快適性を確保する。
- 見通しのよさや単純な構成、適切な案内誘導などで分かりやすい空間を確保する。

整備基準

推奨基準

解説

5 照明設備	(1)～(2) 照明設備	(1) 歩道及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。 (2) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者・障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。	
	(1)駅前広場	駅、交通機関の乗降場及び周辺施設等を相互に結ぶ歩行者の移動経路と自動車通行経路とがふくそうする駅前広場を設ける場合は、歩行者の円滑な移動を確保するため、その歩行者の移動経路を自動車通行経路から分離し、できるだけ単純かつ最短とするよう努めること。	
	(2)水平移動の整備	駅前広場の歩行者の移動経路を整備する場合は、1の項又は2の項に掲げる基準に準じたものとすること。	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場の主動線上で必要とされた動線については、有効幅員2m以上の上屋を設置するよう努めること。 設置した上屋については、交通事業者等が出入口に設置するひさしと連続を図り、駅前広場と連続する駅や周辺施設へ傘をささずとも移動できる連続的な動線の確保に配慮すること。
	(3)乗合自動車乗降場	乗合自動車乗降場を設ける場合は、次に掲げるものであること。 ア 乗合自動車乗降場を設ける歩道の部分の車道に対する高さは、15cmを標準とすること。ただし、道路の構造上やむを得ない場合その他乗合自動車が停留できない場合は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。 イ 乗合自動車乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場に乗合自動車乗降場を設ける場合は、乗合自動車が乗降場との隙間に空けずに停車し、利用者が円滑に乗降できるような構造とすること。 ベンチ及び上屋は、歩行者等の通行に支障のないよう設置する。 視覚障害者が自動車動線部分に進入するのを防止するため、進入防止柵や視覚障害者誘導用ブロックにより進入防止策を講ずること。 乗合自動車乗降場には、視覚障害者誘導用ブロック、照明設備、案内設備等を設置する。
	(4)タクシー乗降場	タクシー乗降場を設ける場合は、高齢者・障害者等の利用に配慮するものとし、タクシー停車位置に接する部分は、1の項(1)及び(1)に掲げる基準に準じるものとすること。	
	(5)自家用車の乗降場	自家用自動車の用に供する乗降場を設ける場合は、歩行者の移動等円滑化を考慮するとともに、車いす使用者の利用に配慮した乗降場を1以上設けるよう努めること。	

6 路外駐車場

01

路外駐車場

基本的な考え方

路外駐車場

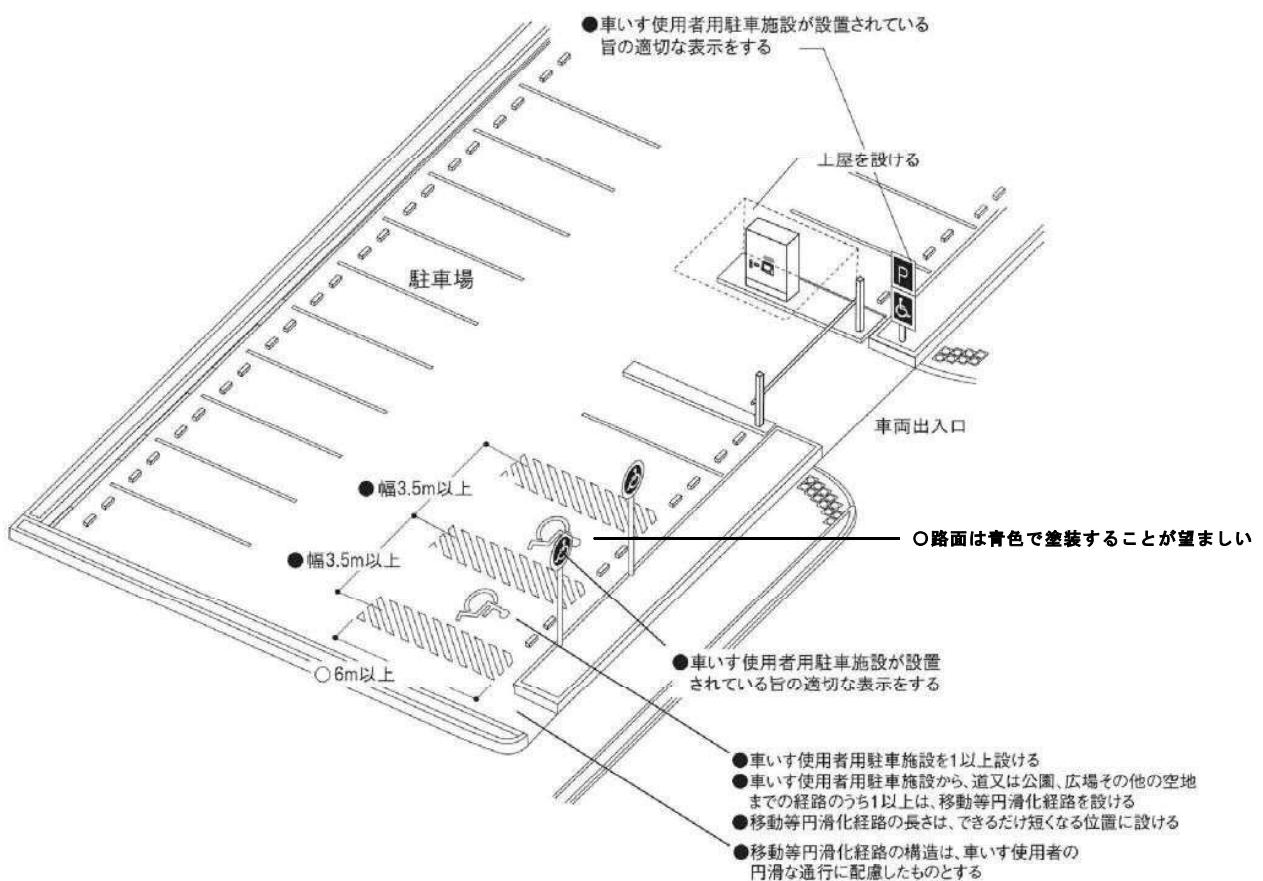
- ・駐車場法第12条により、届出が必要となっている自動車の駐車の用に供する部分の面積が、500m²以上の路外駐車場を届出対象とする。
- ・路外駐車場には、1以上の車いす使用者駐車場施設を設ける。

整備基準

推奨基準

解説

(1)路外駐車場車いす使用者用駐車施設	路外駐車場で、同法12条の規定により届出を要するものには、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。		・「路外駐車場」とは、駐車場法第2条第2号に掲げるものをいう。
(2)路外駐車場車いす使用者用駐車施設の構造	路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。		[参考]福祉車両の諸言 ・車体全長の最高値 : 5,055mm ・後部乗降を行う車両の後方突出幅の最高値 : 1,850mm ・車体の全長+後方突出幅の最高値 : 6,840mm ・車体全高の最高値 : 2,535mm
ア 幅	幅は、3.5m以上とすること。	・奥行きは、6m以上とする。	
イ 表示	路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその附近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設が設置されている旨の表示をすること。	・路面は青色で塗装することが望ましい。	
ウ 位置	(3)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		
(3)路外駐車場移動等円滑化経路	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空き地までの経路のうち1以上、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)を設けること。		
(4)路外駐車場移動等円滑化経路の構造	路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。		
ア 段	路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。		
イ 出入口の幅	当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。		
ウ 移動等円滑化経路を構成する通路	当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、1.2m以上とすること。 (イ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
エ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路	当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。 (ア) 幅は、段に代わるものにあっては1.2m以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。 (エ) 勾配が12分の1を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。		
(5)500m ² 未満の路外駐車場	(1)に規定する路外駐車場以外の路外駐車場を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるよう努めるとともに、(1)から(4)に掲げる基準に適合するよう努めること。		



■路外駐車場の例

